

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和7年8月1日（金）午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：井田委員、二村委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員、山田委員
使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員
- 4 事務局
大分労働局：秋山労働局長、池辺労働基準部長、竹内賃金室長
徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
（2）運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について
（3）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、加藤委員、田中委員、宮脇委員、渡辺委員から欠席のご連絡をいただいております。

このため、本審議会には11名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

会 長

ただいまから大分地方最低賃金審議会を開催します。

初めに、議題1「令和7年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に入ります。

本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和7年2月28日付けで意向表明のありました6業種の特定最低賃金につきましては、既に労働側より6業種全てについて資料2のとおり、書面による申出がなされております。

資料2の申出書は各業種とも添付書類がございますが、ページ数が多いため表紙のみお配りしております。

事務局では、申出に対する審査を行い、6業種の申出すべて要件を満たしておりましたので正式に受理したところでございます。

申出の受理後の手続きにつきましては、労働局長から審議会に改正の必要性の有無について諮問させていただき、その後、御審議いただくこととなります。

本年度につきましても、まずは改正の必要性の有無につきまして、本日、労働局長より諮問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、井田会長、秋山局長、中央へお進みください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

ただ今、本年度の特定最低賃金改正の必要性の有無について、労働局長から諮問を受けたところです。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金指導官

諮問文につきまして、読み上げさせていただきます。

【諮問文の読み上げ】

会 長

それでは、ただ今の労働局長からの諮問を受けて、今後、特定最低賃金の審議を行うことになりますが、特定最低賃金の必要性の有無については、先日開催した7月15日の本審において、運営小委員会にて審議することを確認したところです。そのため、大分地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会を設置することとしたいと思います。

そのため、議題2の「運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について」に入ります。

運営小委員会の委員は、審議会運営規程第3条により、「会長が委員を指名して小委員会等を設置することができる。」となっているため、私が指名させていただきますが、これまで、労使委員につきましては、労使各側より推薦いただき、それに基づいて指名決定しております。今年度についても、これまでどおり各側委員より推薦いただき、この場で委員の決定をしたいと思います。

それでは、労働者側から推薦をお願いしたいと思います。

藤本委員

労働者側は、阿部委員、二宮委員、私、藤本の3名を推薦します。

会 長

使用者側は、いかがですか。

藤野委員

使用者側は、大塚委員、渡辺委員、私、藤野の3名を推薦します。

会 長

公益は、私から加藤委員と松隈委員を指名させていただくとともに、私、井田が担当します。

それでは、今年度の運営小委員会の委員を確認いたします。

公益が、加藤委員、松隈委員、私、井田

労働者側が、阿部委員、二宮委員、藤本委員

使用者側が、大塚委員、藤野委員、渡辺委員

の9名とします。

次に「委員長・同代理の選出について」に入ります。

運営小委員会規程第4条第2項により、委員長と委員長代理は公益委員の中から選出することとなっています。

これについては、公益委員で協議しておりますが、その協議の結果、松隈委員を委員長に、私、井田を委員長代理にとの結論となっております。

委員長、委員長代理の選出につきまして、ご意見等ありませんか。

【異議なし】

会 長

それでは、運営小委員会の委員長は松隈委員、委員長代理は井田が就くことといたします。

次に、特定最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料№3をご覧ください。特定最低賃金については、まず、改正の必要性の有無について御審議をいただき、「必要性有り」との答申をいただきましたら、その後、特定最低賃金ごとに専門部会を設け、金額改正の御審議をいただくこととなります。

今後、8月20日（水）に運営小委員会におきまして必要性の有無を審議し、8月21日以降に予定されます本審において御承認いただいた上で、必要性の有無についての答申をいただくこととなります。

以上の手順によりまして、「必要性有り」の答申をいただいた場合は、9月18日（木）に各特定最低賃金専門部会委員全員による合同部会を開催し、その後、9月19日（金）から10月21日（火）にかけて各部会2回を目途に金額の御審議をいただく予定です。

金額審議が終結しましたら、10月22日（水）に本審において各部会からの報告と採決を行っていただく予定です。

日程説明は、以上でございます。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

それでは議題2は終了します。

次に、議題3「その他」に入ります。事務局からお願いします。

賃金室長

令和7年度地域別最低賃金改定の目安については、本年7月11日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問が行われ、同日から本日まで6回にわたり「目安に関する小委員会」において審議が行われているところです。

本日まで目安額の答申には至っていませんので、これまでの目安に関する小委員会の資料などを配布しております。

【目安小委員会の資料説明】

以上で目安小委員会ほか資料についての説明を終わります。

続きまして、今後の大分県最低賃金改正の審議日程についてご説明いたします。

お手元の資料№3を御覧ください。

今後、大分県最低賃金専門部会において金額審議を行います。

専門部会については1回目を8月5日（火）に予定しております。8月5日に参考人意見聴取、目安伝達を行い、金額審議に入っていただきます。専門部会以外の委員の皆様には、申し訳ございませんがメールにて目安額を伝達させていただきます。

審議の状況等により7日、8日を専門部会審議の予備日としております。

専門部会において金額審議が終結となりましたら、その日のうちに本審を開催し答申をいただきます。資料上はあくまで仮ということになりますが、8月5日（月）に答申日を記載しております。

答申を行います本審の開始時刻は、専門部会委員以外の本審委員にご参集いただく時間等を考慮し、午後4時00分としております。

答申後は、15日間の異議公示を行います。異議申し出がなされた場合は、答申日に対応した日の午前10時から本審を開催し、異議に対しての答申をいただくこととなります。8月5日答申の場合は8月21日、8月7日答申の場合は8月25日、8月8日答申の場合は8月26日が異議審議の日となります。

答申後は、労働局内の決定手続きを行い、法定の約1か月の公示期間等を経て、改正金額が発効となります。

以上が今後の大分県最低賃金の審議日程となります。

委員の皆様には日程確保でご負担をおかけすることになりますがよろしくお願いいたします。

専門部会の委員以外の委員の皆様には、専門部会の審議状況につきましては、逐次ご報告を差し上げ、答申日の可能性が高い日等の情報提供させていただきます。

ただ、本審の開催決定のご連絡は、専門部会で意見がまとまってからとなります。このため、専門部会が結審して同日中の本審となりますので、本審開催の数時間前にご連絡するということになります。当日まで開催が確定しないこととなりますので、事務局からの電話連絡等にご配慮いただきますよう何卒よろしくお願いします。

その他として、資料について1点ご説明致します。資料ナンバーは付しておりませんが、大分県知事及び県内の市町村議会から本審議会又は労働局あてに提出された意見書の写しをお配りしております。7月15日の本審までに提出されたものは7月15日に配布致しましたが、7月16日以降に提出された意見書について、到着順に本日、追加配布致します。ご覧いただきますようお願いいたします。

会 長

事務局から説明ありました「審議日程」及び資料について、何か質

問・意見等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

最後に、これまでの審議以外に何か、検討しておくべきことはありませんか。

【意見等なし】

会 長

事務局から何かありませんか。

賃金室長

次回の専門部会は、8月5日（火）午前10時から、この会場で開催をお願いしたいと思います。専門部会委員の皆様にはご出席をお願いいたします。

目安伝達の際など本日お配りした資料を今後も使用しますので、ご出席の際は資料をお持ちくださいますようお願いいたします。

会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の署名委員は、原口委員、高橋委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。